

宇部市蛭子公園健康遊具設置事業  
要求水準書

令和5年4月

宇部市

健康福祉部 高齢者総合支援課

## 1. 意義

本書は、宇部市蛭子公園健康遊具設置事業設計・施工一貫プロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）に定めるプロポーザル参加者に求める提案事項、要求水準及び施工条件を示すものである。

実施要項に定める企画提案書等を提出する者は、本要求水準書に明記されている内容を満たした提案を行うものとする。

また、実施要項に基づき契約に至った者は、事業期間にわたって本要求水準書の内容を遵守しなければならない。

## 2. 提案事項

### (1) 提案上限額

7,250,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）

※見積書の額を提案価格として取り扱うものとする。

### (2) 提案価格に含むもの

企画提案書における実施設計（詳細図面の作成、構造計算を含む）、制作設置工事（基礎、既設物撤去、その他土木工事を含む）、その他本事業の実施に係るすべての額を計上すること。

独自提案等があれば、提案価格の範囲内で対応すること。

### 3. 企画提案に係る要求水準

各項目に係る要求水準は「◎（必須）」「○（希望）」「△（提案次第）」とし、必須の事項は必ず満たすものとする。

大項目	小項目番号	小項目の詳細	要求水準
対象等			
	(1)	成人（特に高齢者）を対象としている	◎
設置台数			
	(2)	2台以上の設置がある	◎
配置状況			
	(3)	5(2)平面図のうち、公園全体よりも比較的狭い範囲で木陰等を活用し健康遊具を配置している。なお、広場部分を極力阻害しない程度に健康遊具を置くことも低木を撤去することも差し支えないが、赤色部分は設置禁止とする。また、遊具設置にあたり、高木の根を切る場合は、造園技能士等に意見を求め、倒木の発生しないよう配置を行う	○
安全性			
	(4)	「都市公園の遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」（平成26年6月国土交通省）に基づく「遊具の安全に関する規準（JPFA-S：2014）」（（一社）日本公園施設業協会）、若しくは同規準と同等の安全規準を満たしている	◎
求める機能			
	(5)	筋力（高齢者においては特に下肢筋力）アップを図ることができ、高齢者が元気に自分の足で歩ける期間を延ばせる	◎
	(6)	高齢者が使い方を覚えやすく使いやすいものである	◎
	(7)	(3)の範囲内で他人とコミュニケーションが取れる、又はそのような工夫がある	○
	(8)	柔軟性、筋力などの測定機能などにより、自分の体の状態や変化が実感できる	○
	(9)	健康遊具の利用を継続したくなる工夫がある	○
	(10)	筋力アップと脳機能向上のため、(3)の範囲内の遊具間で歩行トレーニングを行うができる	◎
	(11)	修理や部材交換等のメンテナンス性が優れている	○
	(12)	維持管理を低減できる対策がある	○

使用説明及び注意喚起の表示		
(13)	各遊具又は公園への看板の設置	○
(14)	各遊具への二次元バーコードの設置	○
健康遊具設置以外の工事等		
(15)	ゴムチップ舗装（(10)の歩行トレーニングなど）	○
(16)	人工芝等の被覆工事	△
(17)	その他整地工事	△

#### 4. 施工条件

- (1) 工期は、契約日の翌日から令和5年10月10日までとする。
- (2) 施工時間帯は、8時30分から17時まで（土曜日、日曜日を除く）とする。
- (3) 受託者は契約後30日以内に実施設計を完了させ、その内容（構造計算を含む。）について発注者の承諾を得た上で現場施工に着手すること。
- (4) 受託者は土木工事の施工に当たっては、公告日における最新の「山口県土木工事共通仕様書」、「山口県土木工事施工管理基準」、「都市公園の遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」及び「公園緑地工事施工管理基準」等、その他関係法規を遵守し、常に適切な管理の基に施工すること。
- (5) 受託者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。なお、材料手配、製造、基礎設置、遊具設置等を記載した実施工程表を提出し監督員の承諾を得ること。
- (6) 工事完成写真作成の際は、工程毎に各段階（着手前、完成、施工状況、出来高管理、その他）に整理し、工程の過程が容易に把握出来るようにすること。
- (7) 土木工事施工管理基準に基づき、出来高管理成果表・品質管理成果表を作成すること。
- (8) 遊具等の製作工場における品質確認検査（部材塗装前の溶接状況、塗装膜厚確認等）又は竣工時の社内検査（出来高確認）の状況写真を提出すること。
- (9) 構造上必要な地盤支持力について現地確認を行い、不足する場合は必要な措置を講じること。
- (10) 工事に伴い周辺の既施設等を破損した場合は、受注者が補修等を行うこと。
- (11) 設置箇所は宇部市公園緑地課の管理区域内となるため、届出等が必要となる場合は提出すること。

#### 5. 参考資料

- (1) 位置図
- (2) 平面図